

(記載例1)

20001

経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

申請日を記入

令和 5年 6月 15日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要な箇所は消す

押印不要。  
※代理申請の場合は委任状を添付し、申請者に加え、申請代理人の氏名を併記する。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

通常は記入不要(更新も記入不要)  
組織変更、許可換等、許可番号が変わった場合のみ記入する

地方整備局長  
北海道開発局長  
鹿児島県知事 殿

申請者 鹿児島市鴨池新町10-1  
(株)ミヤマ工業 代表取締役 指宿 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00年 00月 00日	00	00
申請時番号	02	大臣コード 0406	国土交通大臣 許可(般特) 002	第05000000号
許可年月日		令和 02年 04月 18日		
前回の申請時番号	03	大臣コード	国土交通大臣 許可(般特)	第
審査基準日	04	令和 04年 11月 30日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人)	資本金額又は出資総額 20000 (千円)	法人番号 1234567890123
商号又は名称のフリガナ	08	ミヤマコウギョウ		
商号又は名称	09	(株)ミヤマ工業		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	イブスキ タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	指宿 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	46201		
主たる営業所の所在地	13	鴨池新町10-1		
郵便番号	14	890-0064	電話番号 099-286-3490	
許可を受けている建設	15	222112		
経営規模等評価対象建設	16	9999		

右詰めで記入し、左余白は0で埋める

通常は「1」  
国、県等の入札参加資格審査を希望する

通常は、「00」(12月ごとに決算を完了した場合)  
組織変更、会社設立後最初の営業年度について申請する場合等は、コード表(P71)を参照

通常は、空欄(空白)  
合併、営業譲渡、会社分割、特殊事情の場合は、コード表(P73)を参照

申請時点で有効な許可年月日が複数ある場合は、「最も古いもの」を記入する

濁点は1カラムに記入する

企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入する  
(Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)  
(Yを連結で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる)  
なお、経審の評点には影響はありません

株式会社 … (株) 合同会社 … (合)  
特例有限会社 … (有) 協同組合 … (同)  
合名会社 … (名) 協業組合 … (業)  
合資会社 … (資) 企業組合 … (企)

姓と名の間は1マス空ける

市町村コード番号表から記入する

丁目、番地、号は記入しない  
ハイフンで記入する

申請日時時点で許可を受けている業種を記入する

左詰めで記入する

(1.一般)  
(2.特定)

経営事項審査を受けようとする業種に一般・特定に関係なく「9」を記入する  
記入してない業種は公共工事の入札に参加できなくなるので、注意すること



記載要領

- 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、  
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、  
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。  
知事」

- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 太線の枠内には記入しないこと。

- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□**1**□**2**のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば**甲** **建設** **工** **業** □□のように左詰めで記入すること。

- 2**「申請時の許可番号」の欄の「**大臣**」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば□□**1**□**2**□**3**□**4**又は□**1**月□**1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 3**「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

- 4**「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、□**2**年□**3**月□**3**□**1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 5**「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 6**「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 7**「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はクのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 株 甲 建 設  
乙 建 設 有 限 公 司 )

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばア又はクのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 1, 2 3 4, 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 ① ⑨ 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 ② ① 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば② ① ① ① ① ①のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(記載例 2)

(用紙A4)

2 0 0 0 2

業種コードのうち以下の工事はセットで記入する  
 ・010「土木一式工事」と011「プレストレストコンクリート構造物工事」  
 ・050「とび・土工・コンクリート工事」と051「法面処理工事」  
 ・110「鋼構造物工事」と111「鋼橋上部工事」

完成工事高は全て右詰めで記入する  
 (空位のカラムは空白とする)

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分				
	3	5	7	9	11	19			
3 1	0	1	0	3	1	2			
	自 0 1 年 1 2 月 至 0 3 年 1 1 月		自 0 3 年 1 2 月 至 0 4 年 1 1 月		2 (1.2年平均) 2.3年平均				
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 R2年 12月～R3年 11月		審査対象事業年度 R元年 12月～R2年 11月		左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入				
業種コード	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
3 2 0 1 0	6	15	16	25	26	35	36	45	
	2	0	1	4	1	9	1	6	
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表				とび・土工・コンクリート工事 石工事 合算		
土木一式工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	195,000	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	152,000					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	206,500	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	138,000					
3 2 0 1 1	6	15	16	25	26	35	36	45	
	6	3	5	0	5	4	5	0	
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表				土木一式工事には、「とび・土工・コンクリート工事」, 「石工事」,「しゅんせつ工事」,「解体工事」の専門工事 の工事高を,建築一式工事には,「大工事」,「屋根工 事」の専門工事の工事高を,それぞれ選択して土木一式工 事及び建築一式工事の工事高として合算申請することができ る。合算した工事は,土木一式及び建築一式の欄外に「〇〇工 事合算」と表示する		
(再掲) プレストレストコン クリート構造物工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	78,000	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	65,500					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	49,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	35,500					
3 2 0 2 0	6	15	16	25	26	35	36	45	
	8	8	4	8	7	0	0	0	
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表						
建築一式工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	76,800	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	34,900					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	100,800	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	62,500					
3 2 1 3 0	6	15	16	25	26	35	36	45	
	6	2	1	7	4	8	8	0	
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表						
舗装工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	5,655	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	6,780	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0					
3 3	3	5	13	15	20	23	25	30	
	1	2	1	2	1	8	0	0	
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表						
その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	2,400	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	2,400					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0					
3 4	3	5	13	15	20	23	25	30	
	2	9	1	9	2	8	3	5	
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表						
合計	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	2,969,677	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	1,949,000					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0					
用紙ごとに記載されている工事種類別完成工事高について契約後V Eに係る評価の特例の利用の有無を記入する									
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )									

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1     で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば     のように右詰めで記入すること。
- 2   「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
  - (1) 12か月ごとに決算を完了した場合
 

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
  - (2) 6か月ごとに決算を完了した場合
 

(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
  - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月
  - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき  
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
  - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき  
自令和02年10月 ～ 至令和00年00月

- 3   「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。  
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4   「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、  で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事





## 土木一式工事， とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事 において内訳表示を行う区分の概要

### 土木一式工事

PC（プレストレスト・コンクリート（prestressed concrete））工事

コンクリートは圧縮に強いが，引張に弱いという特性を持つ。この特性に対処すべく，荷重によって生じる引張応力を減殺するため，その部分にあらかじめPC鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレスト・コンクリートという。

「PC（プレストレスト・コンクリート）構造物工事」とは，主にこのプレストレスト・コンクリートを用いて橋梁等を建設する工事のことである。

### とび・土工・コンクリート工事

法面処理工事

道路を築造する場合には切土，盛土によって道路路面を確保することとなるが，そのときにできた切土，盛土の法面を保護する必要性が生じる。

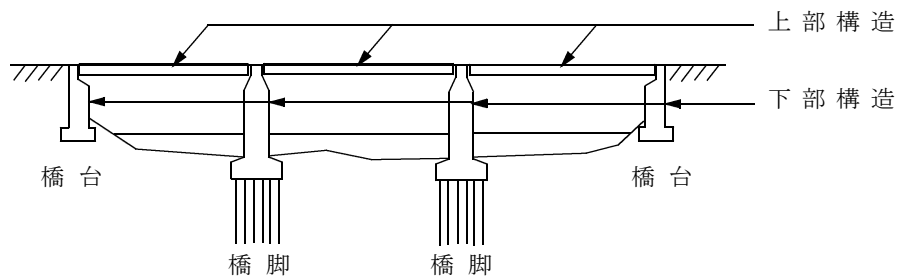
「法面処理」とは，主にこの法面を芝付け，石積工等の方法により保護する工事のことである。

### 鋼構造物工事

鋼橋上部工事

橋梁の構造は，上部構造と下部構造とで構成されるが，上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり，通行する交通の路面を形成し，その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものである。

「鋼橋上部」とは，鋼製の橋梁の上部構造に関する工事のことである。



(記載例3)

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）  
**工事経歴書は工事の種類ごとに作成する。**  
 工事（税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場 のある 新道府県 及び 市区町村名	氏 名	配 置 技 術 者	請 負 代 金 の 額		工 期	
							請負金	うち、 ・PC ・鋼橋上部	着 工 年 月	完 成 又 は 完 成 予 定 年 月
鹿児島県	元請	JV	地すべり対策工事(○○ 工区)	湧水町	鹿児島 三郎	主任技術者又は 監理技術者の別 (監理技術者に印を記載)	(45,000)千円	80,000千円	令和3年11月	令和4年10月
鹿			特定道路設備工事○ (区26-3工区)	鹿野川内市	薩摩 次郎	主任技術者			令和4年10月	令和5年3月
鹿児島県	元請		県車交通安全施設整備工 事	奄美市	大隅 一郎		10,000千円		令和5年1月	令和5年3月
始良市	元請		管理事務所外構工事	始良市	加治木 太郎		7,840千円			
					官庁工事元請計		2,980千円			
A	元請		A邸造成工事	宮崎県 都城市	菟花 花子	各工事現場の配置技術者の 名前を記入し、該当する技 術者区分に「✓」印を記入	65,820千円	0千円		
			ガッツ産業(株)の内外 工事	いちま市(熊本県 市)	日置 五郎		0千円		令和4年10月	令和4年10月
			外構工事	日置市	吹上 和子		7,000千円			
					民間工事元請計		14,600千円			
(株) 鶴丸	下請		国道陥没改良工事 (はつり工事)	曾於市	大隅 一郎		6,540千円			
田西建設(株)	下請		N邸新築工事 (足場仮設工事)	鹿屋市	加治木 次郎		1,200千円		令和4年9月	令和4年9月
			足場仮設工事外20件				21,000千円		令和4年5月	令和5年4月
					民間工事下請計		28,740千円			
					ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額を記入。					
					建設工事の種類ごとの最終 ページにおいて、全ての完 成工事の件数及び請負代金 の額の合計を記入。					
					小計		109,160千円	45,000千円	73,420千円	うち 元請工事 45,000千円
					合計		109,160千円	45,000千円	73,420千円	うち 元請工事 45,000千円

（田辺 A.A.）  
 契約工期（履行期間）ではなく、検査引渡日の  
 月を記入。公共工事の場合、目的物引受書の検  
 査完了日等の月を記入。

土木一式、とび・土工、  
 鋼橋上部については、  
 必ず内訳を記入。

（税込・税抜）

経営事項審査を受  
 ける場合  
 工事確認資料(契  
 約書等)と安全し  
 やまいほう、番号  
 等を記入する。

「注文者」及び「工事名」欄の記入にあたっては、個人の  
 氏名が特定されないように留意して記入。

経営事項審査を申請する場合  
 ①土木一式工事、建築一式工事については、その請負代金の額の大き  
 い順に全て記入する。  
 ②一式工事以外の専門工事に係る完成工事については、請負代金の  
 額  
 の合計額の7割を超えるところまで、元請工事代金の額の大きい  
 順に  
 記入する。  
 ③各専門工事について、元請完成工事全て記載しても、完成工事

「小計」、  
 「合計」のうち元請工  
 事に係る請負代金の額を記

工事進行基準を採用している場合、工事進  
 行基準の適用により、当該年度に計上され  
 る完成工事高を一段に記入する。  
 員金額の全体を一段に記入する。

一式工事以外の専門工事は、完成工事高の  
 おもね7割までは工事1件ごとに記入し、  
 残りの工事はまとめて記入してよい。  
 ○○工事外○件 ○○○千円

経営事項審査を申請しない場合  
 ①主な完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順  
 に記入する。

経営事項審査を申請しない場合  
 ①主な完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順  
 に記入する。

## 工事経歴書の記載方法について（経営事項審査関係）

営業年度ごとに、1年間の完成工事について原則として請負代金の額の大きい順に「元請工事」、「下請工事」の別に（従来どおり「官庁工事元請」、「民間工事元請」、「民間工事下請」別の記載でもかまいません。）記載してください。

- ① 「土木一式工事」、「建築一式工事」は全ての工事を記載してください。  
（合算して申請する場合は、合算業種も全ての工事を記載してください。）
- ② 「土木一式工事」、「建築一式工事」以外の専門工事については、各専門工事の元請完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」を記載してください。
- ③ 各専門工事について、元請完成工事をすべて記載しても完成工事高全体の約7割に到達しない場合は、完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」又は「下請工事」を記載してください。  
（残りのおおむね3割については、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記載してください。）
- ④ 最後に主な未成工事を記載してください。  
（請負代金の額が少額の未成工事の場合は、記載不要です。）
- ⑤ 新規設立法人で工事の実績がない場合は、「新規法人設立につき実績なし」と記載してください。

（例）舗装工事で完成工事高が12,000千円の場合の記載方法

（内 訳） 元請工事 9,000千円 下請工事 3,000千円

ア 元請完成工事高の約7割は、 $9,000 \text{千円} \times 7 / 10 = 6,300 \text{千円}$

イ 6,300千円を超えるまで、元請工事の完成工事高を金額の大きい順に記載する。

ウ 完成工事高全体の約7割は、 $12,000 \text{千円} \times 7 / 10 = 8,400 \text{千円}$

エ 8,400千円を超えるまで、残りの元請工事又は下請工事の完成工事高を金額の大きい順に記載する。

オ 残りの完成工事高は、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記載する。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

(例)		工事経歴書					(用紙A4)			
(建設工事の種類)		舗装	工事	(税込・税抜)						
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鎮橋上部	工 期	
					氏名	主任技術者又は 監理技術者の別 (技士助成に1年を記載) 主任技術者 監理技術者			着工年月	完成又は 完成予定年月
(元請工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
鹿児島 地域振興局	元請		〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	4,500 千円	千円	令和 3年 1月	令和 3年 3月
鹿児島市	"		〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	1,500 千円	(例)イ千円	令和 3年 3月	令和 3年 5月
日置市	"		〇〇〇舗装工事	日置市	〇〇 〇〇	レ	1,000 千円	(1)7,000千円 (3)元請工事全体の7割(6,300千円)クリ		
	"		〇〇〇工事外〇〇件				2,000 千円	千円	令和 2年 9月	令和 2年 11月
(下請工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇組	"		〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	(2)2,100 千円	(例)エ千円	令和 2年 7月	令和 2年 8月
	"		〇〇〇工事外〇〇件				900 千円	(4)完成工事高全体の7割(8,400千円)クリ		
							千円			
小 計		〇〇 件					12,000 千円	千円	うち 元請工事 3,900 千円	千円
合 計		〇〇 件	(4)12,000 千円				千円	千円	うち 元請工事 9,000 千円	千円

直前3年の

経営事項審査を受けない業種は全て  
 その他工事に記載すること。  
 ただし、決算変更届時と同じものを  
 添付しても差し支えない。

施工金額

(記載例4)

(税込・税抜/単位：千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工	舗装工事		
第9期	元	公共	121,000	10,000	0	0	0	131,000
令和元年12月1日から	請	民間	0	52,500	17,000	0	0	69,500
令和2年11月30日まで	下	請	8,000	38,300	60,500	6,780	0	113,580
		計	129,000	100,800	77,500	6,780	0	314,080
第10期	元	公共	122,000	0	0	0	0	122,000
令和2年12月1日から	請	民間	0	34,900	30,000	0	2,400	67,300
令和3年11月30日まで	下	請	8,000	41,900	35,000	5,655	0	90,555
		計	130,000	76,800	65,000	5,655	2,400	279,855
第11期	元	公共	153,000	0	0	0	0	153,000
令和3年12月1日から	請	民間	0	55,400	10,000	2,000	1,800	69,200
令和4年11月30日まで	下	請	5,000	23,500	30,000	2,880	0	61,380
		計	158,000	78,900	40,000	4,880	1,800	283,580
第 期	元	公共						
平成 年 月 日から	請	民間						
平成 年 月 日まで	下	請						
		計						
第 期	元	公共						
平成 年 月 日から	請	民間						
平成 年 月 日まで	下	請						
		計						
第 期	元	公共						
平成 年 月 日から	請	民間						
平成 年 月 日まで	下	請						
		計						

経営事項審査を受けようとする業種についてすべて記入すること。  
 なお、実績がない場合も0を記入すること。  
 また、土木一式工事に「とび・土工」等を、  
 建築一式工事に「大工工事」等を合算申請する場合においても、この様式では業種を合算して記入しないこと。  
 （工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（記載例2 P74）を記入する際に、合算して記入すること）

記載要領

- この表には、申請をする日の直前の3年間に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 申請する日の2年前の日に属する営業年度以前の事業年度に係る工事施工金額は、それぞれ合計の欄のみ記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
 ただし、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第1条8号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあっては、百万単位を持って表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは、「単位：百万）」として記載すること。